

野辺地町貨物自動車運送業者燃料費高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染拡大の影響が続く中、燃料費の高騰により、経営に大きな影響が生じている貨物自動車運送業者を支援するため、予算の範囲内において野辺地町貨物自動車運送業者燃料費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することとし、その交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業、同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業及び同条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業)
- (2) 法人 野辺地町に本社を有し、貨物自動車運送事業を営む法人
- (3) 個人 野辺地町に住所を有し、貨物自動車運送事業を営む個人

(支援対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、法人又は個人であって、令和4年4月1日以前に事業を開始しており、今後も事業を継続する意思を有するものとする。

(交付対象とならない者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象としない。

- (1) 野辺地町暴力団排除条例（平成23年野辺地町条例第18号）第2条に規定する暴力団若しくはこれと密接な関係を有している者
- (2) 前号に掲げるもののほか、支援金の趣旨から交付対象者とするのが適切でない町長が認める者

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 法人が所有し登録している貨物自動車（緑ナンバー）
 - 一般貨物自動車（被けん引車を除く。） 1台につき 2万円
 - 特定貨物自動車（被けん引車を除く。） 1台につき 2万円
- (2) 法人又は個人が所有し登録している貨物自動車（黒ナンバー）
 - 貨物軽自動車（被けん引車を除く。） 1台につき 1万円

(支援金の交付申請及び請求)

第6条 支援対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、野辺地町貨物自動車運送業者燃料費高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和5年2月28日までに町長に提出しなければならない。

(1) 法人

- ア 直近年度の法人税申告書の確定申告書の写し
- イ 対象車両の車検証の写し（ただし、有効期限内であること）
- ウ 貨物自動車運送事業に係る許可書又は軽貨物運送事業経営届出書等の写し
- エ 履歴全部事項証明書等の写し（事業所の所在地が確認できる書類）
- オ 法人名義の振込先口座の通帳等の写し
- カ 本人確認書類
- キ その他町長が必要と認める書類

(2) 個人

- ア 令和3年分の確定申告書の写し
- イ 対象車両の車検証の写し（ただし、有効期限内であること）
- ウ 軽貨物運送事業経営届出書等の写し
- エ 本人名義の振込先口座の通帳の写し
- オ 本人確認書類
- カ その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、野辺地町貨物自動車運送業者燃料費高騰対策支援金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に対し通知するとともに、交付を決定したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、支援金の交付を不交付と決定したときは、野辺地町貨物自動車運送業者燃料費高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付の取り消し及び支援金の返還）

第8条 町長は、交付決定者が偽りその他の手段により支援金の交付を受けたことが判明した場合は、当該交付決定の全部又は一部を取消し、当該取消に係る支援金を既に交付しているときは、当該交付済の支援金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、同日以後もなおその効力を有する。

野辺地町長 宛

申請者 住所（所在地）
法人名
代表者名
電話番号

※本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

野辺地町貨物自動車運送業者燃料費高騰対策支援金交付申請書兼請求書

野辺地町貨物自動車運送業者燃料費高騰対策支援金の交付を受けたいので、野辺地町貨物自動車運送業者燃料費高騰対策支援金交付要綱第6条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 _____ 万円

一般貨物自動車（緑ナンバー） 支援金額 2万円 × _____ 台 = _____ 万円

特定貨物自動車（緑ナンバー） 支援金額 2万円 × _____ 台 = _____ 万円

貨物軽自動車（黒ナンバー） 支援金額 1万円 × _____ 台 = _____ 万円

※支援対象車両は、裏面「対象車両一覧表」のとおり

2 申請者情報

事業所名	
担当者職氏名	
電話番号	

3 添付書類

- ①直近年度の確定申告書の写し（法人：法人税申告書・個人：令和3年度分）
- ②対象車両の車検証の写し（ただし、有効期限内であること）
- ③貨物自動車運送事業に係る許可書又は軽貨物運送事業経営届出書等の写し
- ④履歴全部事項証明書等の写し（事業所の所在地が確認できるもの）
- ⑤振込先口座の通帳の写し（法人：法人名義・個人：本人名義）
- ⑥本人確認書類

4 対象車両等一覧表

No.	自動車登録番号（ナンバー）	No.	自動車登録番号（ナンバー）
例	青森 100 あ 1234	9	
1		10	
2		11	
3		12	
4		13	
5		14	
6		15	
7		16	
8		17	

※一覧表に記入しきれない場合は、本紙をコピーしてご利用ください。

※被けん引車は、対象となりません。

5 振込先

金融機関名	支店名	種別	口座番号（右詰め）					
銀行 信金 農協	本店 支店 支所	1 普通 2 当座	口座名義人					
			(フリガナ)					

誓約書

- 野辺地町貨物自動車運送業者燃料費高騰対策支援金交付要綱第3条に規定する支援金の交付対象者の要件を満たし、第4条各号に規定する支援金の交付対象にならない者に該当していないこと。
- 申請事項及び提出書類等の内容が虚偽でないこと。
- 野辺地町貨物自動車運送業者燃料費高騰対策支援金交付要綱第8条に該当する場合であって、支援金の交付の取消し等を受けたときは、支援金を返還すること。
- 申請書及び添付書類の内容において、町が関係機関等に確認を行うことがあること。また、町が必要に応じて行う現況調査等に協力すること。

上記に誓約・同意します。

代表者氏名（自署）

※同意・誓約いただけない場合、交付対象となりません。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日 号

様

野辺地町長

野辺地町貨物自動車運送業者燃料費高騰対策支援金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった野辺地町貨物自動車運送業者燃料費高騰対策支援金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

○交付決定額 _____ 円

様式第3号（第7条関係）

号
年 月 日

様

野辺地町長

野辺地町貨物自動車運送業者燃料費高騰対策支援金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった野辺地町貨物自動車運送業者燃料費高騰対策支援金について、下記のとおり不交付とすることに決定したので通知します。

記

○不交付とした理由